

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に係るパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害福祉サービス事業所の指定基準等を改正します。

つきましては、千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正をするためのパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 パブリックコメント手続

(1) 公表期間 平成30年1月4日（木）～平成30年2月5日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧

障害福祉サービス課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

2 意見の募集

(1) 募集期間

平成30年1月4日（木）～平成30年2月5日（月）

(2) 提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 障害福祉サービス課

イ FAX 245-5623

ウ 電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

エ 持参 障害福祉サービス課、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 1月号掲載

イ 市ホームページ 平成30年1月4日公開

(4) 市の考え方の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、意見募集期間終了後、速やかに市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報公表しません。

3 今後の予定

平成30年1月4日～ パブリックコメントの実施

2月 平成30年第1回定例会に議案上程

3月 事業所を対象とした説明会を開催

4月1日 条例施行

4 添付資料

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要（別紙）